

ワーケーション受入体制構築のためのモデル事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 事業の目的

新型コロナウイルスの感染拡大によりテレワークが普及するなか、アフターコロナ時代の新しい働き方・ライフスタイルとして、リゾート地や地方でテレワークを行う「ワーケーション」が注目されています。

本県では、首都圏等の企業や個人等をワーケーションに誘致することで、県内経済の活性化や地域課題の解決、移住の促進につなげることを目的として、昨年度、県内各地において事業者が市町村と連携してモデルプランを企画し、必要な環境整備及びモニタリングを行うモデル事業を実施しました。

令和3年3月には「みえモデルワーケーションプロジェクト推進方針」を策定し、また、「三重県ワーケーションウェブサイト」を開設するなど、ワーケーション推進の取組を進めています。

さらに今年度、三重県がワーケーションの実施先として選ばれるために、恵まれた地域資源の活用に加え、県がこれまで取り組んできた様々な施策と連動させた“みえモデル”を構築することとしており、ワーケーションに関わる産学官民の関係者による研究会を開催するとともに、ワーケーション受入を地域ぐるみでコーディネートできるような人材の育成にも取り組んでいきます。

本業務は、“みえモデル”構築に向け、昨年度実施したモデル事業で課題となった、地域内又は地域間を連携させた、多様性のあるモデルプランを企画・実施することでワーケーションの満足度を高め、県内のワーケーション受入体制を充実させることを目的とします。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

ワーケーション受入体制構築のためのモデル事業業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

(3) 委託業務の内容

別紙「業務仕様書」のとおり

3 契約上限額及び採択件数

契約上限額：1件あたり 999,484円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

採択件数：計3件以内

4 参加条件

本事業の目的、内容に合致した取組が可能な法人その他の団体又は個人事業主であって、下記条件を全て満たす者とする。なお、共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とする。ただしその場合は、当該共同事業体の各構成員が下記条件を全て満たすこと。参加にあたっては代表となる主体を定めること。ただし、同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと、又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (4) 三重県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (6) 委託業務の履行について綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (8) 実施事業の公表に異議がないこと。

5 企画提案コンペの実施方法

本件業務委託の企画提案コンペへの参加を希望する者は、下記に基づき必要な書類を A4 サイズ（A3 サイズによる折り込み可）で作成し、提出期限までに提出すること。様式は指定しているものを除き任意とし、指定しているものは当該指定様式により提出すること。

なお、提案の提出は、1 事業者につき 1 件までとする。

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案書等を、別に設置する「ワーケーション受入体制構築のためのモデル事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」において審査を行い、優秀受託候補者（上位から 3 者以内）を選定する。

(1) 提出期限

令和 3 年 9 月 17 日（金）12 時まで（必着）

(2) 提出先

下記 16 に示す所属

(3) 提出方法

上記提出先へ持参又は郵送により提出すること（電子メール、FAX による提出は不可とする。）。なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに電話にて下記 16 に示す所属あて書類を受理した旨の確認を行うこと。

(4) 提出を求める企画提案書等及び提出部数

①企画提案コンペ参加資格確認申請書（第 1 号様式）及び添付書類 1 部

※次に掲げる下記書類を 1 部添付すること。

ただし、三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者又は三重県物件等電子調達システム利用登録者であって、登録済みの情報に変更がない場合は下記書類の提出を省略できる。

・【法人の場合】

「登記簿謄本」又は「登記事項証明書」（商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもので、提出日以前 3 か月以内証明日のもの。写し可。）

・【個人の場合】

「身分証明書」

（身元証明書。本籍地市町村長証明のもので、提出日以前 3 か月以内証明日のもの。

写し可。） 及び「成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの

証明書」(東京法務局発行のもので、提出日以前3か月以内証明日のもの。写し可。)

※企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は委任状(第2号様式)を添付すること。

※共同事業体により参加する場合は、代表者及び構成員全員についての添付書類を提出すること。

②企画提案書(任意様式) 10部(正本1部、写し9部)

※原則、A4版両面長辺綴じ印刷、文字サイズ11ポイント以上、50ページ以内で作成し、ページ番号を記載すること。

・企画提案書には下記事項を記載すること。

【記載内容】

ア) ワークेशन滞在プランの企画・モニタリングの実施

- ・ターゲットの設定
- ・ワークेशन滞在プランの提案とそのアピールポイント
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策

イ) ワークेशनのための環境整備

- ・通信環境の整備に関する提案
- ・二次交通の整備に関する提案
- ・その他ワークेशनに際し、必要かつ効果的と思われる環境整備のための取組提案

ウ) 業務実施体制ほか

- ・業務実施体制(実施責任者、担当者の役職、氏名)
- ・市町その他関連事業者等との連携体制
- ・提案者の組織概要(パンフレット等の添付でも可)

※共同事業体による提案の場合は、共同事業体としての組織概要並びに各構成員の組織概要を提出すること。

- ・(共同事業体による提案の場合) 共同事業体で事業実施する理由、各役割分担

エ) 実施スケジュール

オ) 今後の展開イメージ

③見積書(任意様式) 1部

※見積金額は本業務の履行に要する全ての経費を含めて記載すること。

※費用の内訳を可能な限り記載すること。

※見積価格は、消費税及び地方消費税抜きの金額(免税業者にあつては、契約希望額の110分の100に相当する金額)とすること。なお、前記3に示した契約上限額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額であるため注意すること。

④共同事業体協定書兼委任状(第3号様式) 1部

※共同事業体による提案の場合に提出すること。

(5) 選定のための評価基準

審査にあたっては、以下の諸点を重視して総合的に評価する。

① 企画性

- ・先進的かつ独自性のある提案内容となっているか。
- ・地域の特性・魅力を生かした提案内容となっているか。

② 合目的性

- ・事業の目的に合った提案内容となっているか。

③ 実施体制

- ・業務の実施体制は十分か。
- ・事業の実施にあたり、市町、その他関連事業者等と適切に連携できる体制が整っているか。
- ・委託事業実施後にも継続的に取り組むことが可能な体制となっているか。
- ・共同事業体による提案の場合、共同で事業実施する理由は合理的か。各役割分担は適切か。

④ 実現性

- ・提案内容には民間事業者の知識や運営のノウハウが反映されており、具体的で実現可能な内容となっているか。
- ・実施スケジュールは無理のない内容となっているか。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえた提案となっているか。

⑤ 経済性

- ・見積金額が提案内容に対し適正であるか。

(6) 審査の実施及び結果通知

- ① 第1次審査（書類選考）の実施（※提案者が6者以下の場合は第1次審査を省略する。）
6者以内を選定した後、全ての提案者に対して審査の結果を通知する。

② 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

第1次審査を通過した提案の審査を行うため、以下のとおり企画提案書等によるプレゼンテーションを実施する。

実施日：令和3年9月28日（火）（予定）

実施場所：三重県津市栄町1丁目891 勤労者福祉会館内（予定）又はオンライン開催

※プレゼンテーションは、提案者本人が行うこと（出席は3名以内とすること）。

ただし、事前に委任状（第2号様式）を提出し、代理人にプレゼンテーションについて委任しているときは、当該代理人によるものとする。

※提案者によるプレゼンテーションは、選定委員会の質疑に対する応答を除き12分以内とする。

※プレゼンテーションにおける説明は、提出のあった企画提案書のみにより行う。

※プレゼンテーションの実施日時・場所等については、別途調整のうえ対象となる全ての提案者に電子メール又は電話にて連絡する。

※優秀受託候補者（上位から3者以内）を決定した後、全ての第2次審査参加者に対して審査の結果を通知する。

6 質疑応答

- (1) 本件に関する質問がある場合は、次のとおり文書により行うこと。なお、質問は当該業務委託にかかる条件や参加手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算に関する内容等には回答しない。

① 申請期限 令和3年9月3日（金）12時まで（必着）

② 提出場所 下記16に示す所属

③ 提出方法 質問申請書（第4号様式）を電子メールにより提出

※ 質問申請書を電子メール送信したときは、必ず下記16に示す所属まで電話で着信の確認をすること。

- (2) 質問内容に対する回答は、令和3年9月10日（金）17時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。なお、質問申請提出の有無にかかわらず、企画提案書等提出前には質問内容に対する回答ページ及び、「(参考資料2) 令和2年度実施モデル事業 質問及び回答」を確認すること。

7 契約予定者に提出を求める書類

選定の結果、優秀受託候補者として選定された者にあつては、すみやかに以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」
（所管税務署が過去6月以内に発行したもの。）の写し（提示可）

- ② 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの。）の写し（提示可）

※新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、納税証明書及び納税確認書の提出ができない場合は、申立書（第5号様式）を提出すること。

- ③ 契約実績証明書（第6号様式）

- (2) 提出期限 別途通知する。

- (3) 提出場所 下記16に示す所属

- (4) 提出方法 郵送又は持参

8 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、下記16に示す所属において別途示す。

- (2) 契約時に契約保証金の納付が必要となる場合がある。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載する。

- (4) 契約は、下記16に示す所属において行う。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

10 委託料の支払方法及び時期

契約条項の定めるところによる。

11 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置

要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停置要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ③ 発注所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより受託業務の遂行等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が（1）②又③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停置要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずるものとする。

14 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

15 その他

- (1) 企画提案書等の作成に必要な費用については、各提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等の資料は返却しない。
- (3) 提出された書類等については、「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。
- (4) 本事業の実施により発生した著作物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他の権利は三重県に帰属する。

16 企画提案コンペ・契約に関する事務を担当する課・班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部三重県営業本部担当課 営業推進班 加藤、佐藤

電話：059-224-2386 、FAX：059-224-3024 、電子メール：eigyo@pref.mie.lg.jp